

# 青森県報

第四千七十六号

平成二十七年  
十一月二十四日  
(火曜日)

## 目次

### 告 示

- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こども課) ……一
- 公共測量の実施……………(監理課) ……一
- 建設業者の許可の取消し……………(上北地域) ……二
- ……………(県民局) ……二

## 告 示

青森県告示第八百二十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十七年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	なんば耳鼻咽喉科	所 在 地	弘前市大字高田五丁目二の三	年 指 月 日 定	平成 二七・一〇・五
	保険調剤薬局タイキファーマシー 高田店		弘前市大字高田五丁目二の一五		二七・一〇・八

アサヒオリジナル調剤薬局	弘前市大字宮川一丁目二の二	二七・一〇・九
調剤薬局ツルハドラッグ八戸売市 店	八戸市売市二丁目一三の一五	二七・一〇・一五
アイン薬局つがる店	つがる市富田町山里一の一	二七・一〇・三〇

青森県告示第八百二十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関
  - 二 測量の種類
  - 三 公共測量（基本測量 電子基準点）
  - 四 測量の期間
  - 五 測量の地域
- 平成二十七年十月二十八日から平成二十八年四月八日まで
- 青森市  
東津軽郡蓬田村  
東津軽郡外ヶ浜町  
東津軽郡今別町  
各々の一部

## 公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十七年十一月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 ササキ技建
- 二 氏名 佐々木 透
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字洞内字樋口七八の五九〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二五）第五〇〇三九七号
- 五 取消年月日 平成二十七年十一月四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十七年十月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭